

序章 景観基本計画の策定にあたって

I 景観形成の基本的な考え方

1. 景観とは

景観とは、海、山、川などの自然環境や建築物、道路などの構造物など私たちの目に映る姿だけでなく、私たちがそこから感じ取る印象やまちの雰囲気までを含めたものです。

景観は、先人が培ってきた歴史や文化など、そこで長く営まれてきた人々の生活や活動が積み重なってつくられたものであり、道路や公園などの公共空間や住宅、商店など、様々な要素で成り立っています。長崎市の景観には、他都市には見られない多くの歴史や文化の集積と自然とが調和した長崎市ならではの独自性が現れています。

2. 景観形成の意義

景観づくりは、単に視覚的に美しいものを守り育てるというだけでなく、地域の人々が生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」、「まちづくり」につながるものであり、次のような意義を持っています。

生活環境の快適性の向上

花と緑にあふれた美しいまちなみや水と親しめる河川や公園の整備など、潤いと安らぎの感じられる景観づくりは、生活環境の快適性の向上につながります。

地域の魅力・個性の創出

地域独自の自然や歴史・文化、産業等を活かした景観づくり（ランドマークとなっている山への眺望の配慮、地域の歴史を物語る文化財の保護等）は、地域の魅力や個性を創出します。

郷土への愛着や誇りの醸成

地域の自然や歴史、文化を大切にした景観づくりに住民が自ら取り組むことは、地域の個性や魅力を高めるとともに、郷土への愛着や誇りを醸成します。

地域・経済の活性化

景観を構成する要素は地域の生活基盤であるとともに、観光資源の一つでもあります。長崎らしい地域の魅力を活かし、地域固有の良好な景観を守り、育て、活用することは、市内外の交流人口を拡大し、地域・経済の活性化を促します。

優れた公共財の後世への継承

景観は全ての人々が共有する大切な財産です。過去から受け継いできた美しい景観を守り育て、質の高い景観を新たに創造することは、優れた景観という公共財を後世に継承することになります。

II 計画の目的等

1. 計画策定の背景

景観を取り巻く社会状況

長崎市では、長崎ならではの都市の魅力をみんなで育てていくことを目的として平成 2 年 3 月に長崎市都市景観基本計画（以下、「旧計画」という。）を策定し、良好な景観づくりに努めてきました。

しかしながら、旧計画が策定された約20年前と比べて現在は、社会の成熟化に伴って、人々の価値観が変化し、生活様式も多様化し、景観を取り巻く状況が大きく変容しつつあります。

具体的には、高層建築物が次々に建設されて都市の近代化が進む一方、歴史的な建物が減少したり、斜面市街地の空き家が増加したりして、長崎らしい雰囲気あるまちなみが失われている場所もあります。また、潤いのある緑空間が減少する一方、屋外広告物等が増加するなど様々な変化がみられます。

都市間の連携

地方分権の時代を迎え、これから都市間競争がますます激化していくとも言われています。このような中、他の都市にはない個性的なまちをつくることは、観光振興による交流拡大を目指す長崎市にとって重要な課題と言えます。一方、世界遺産登録推進に向けた取り組みや市域を越えて散在している多様な景観資源を活用する取り組みにおいては、県を含め広域的な都市間の連携した取り組みが重要となります。

このため、歴史、文化など地域固有の資源を発掘し、広域的な都市間の連携を進めながら、これらを活かした個性的な景観づくりを進めていく必要があります。

人口の流出

長崎市では、近年、産業経済が停滞し、人口の市外流出が続いています。

このような中、自分が住む地域に誇りと愛着をもち、「住民が住み続けたい」あるいは「市外の人々が住んでみたい」と感じるまちづくりを進めることも、緊急に取り組まなければならない課題の一つです。

人々の価値観が変化し、生活様式も多様化している今、多様なニーズに対応する住みよい環境を創出するため、街や周辺地域それぞれが持つ、固有の魅力を感じられる、地域の特徴に応じた景観づくりを進めていく必要があります。

市域の拡大

平成17年1月と平成18年1月に1市7町が合併し、新しい長崎市が誕生しました。これにより、市域が大きく拡大するとともに、自然豊かな海岸線や歴史的な資源が残る集落、特徴ある農地の景観、緑豊かな山間部の景観など、これまで以上に多様な表情が市の景観に加わりました。

今後は、大きな広がりを持つ新しい長崎市における一体的な景観づくりとともに、多様化した地域の魅力を積極的に活用した個性豊かな景観づくりを進めていく必要があります。

景観法の施行

我が国では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成 17 年 6 月に景観法が全面施行され、自治体等が推進する景観づくりのための法的な整備がなされました。

長崎市では、これまでも市の自主条例に基づいて景観づくりを推進してきましたが、この景観法の施行により、これまで以上に着実に景観づくりを推進するための制度をつくることが可能になりました。

2. 計画の目的と役割

長崎市では「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」を目指すべき将来の都市像として「長崎市総合計画」に掲げています。将来の都市像を実現するためには、長崎にしかない文化遺産やまちなみなどの歴史的景観を守り、活かし、伝えることはもとより、歩いて楽しめるまちづくりや、夜景が楽しめるまちづくり、地域の資源を活かしたまちづくりなど、まちの質を高め長崎の魅力を発信していくことが必要です。また、まちづくりを進めるにあたっては、市民自らが考え、行動していくことが重要です。

本計画は、総合計画における将来の都市像の実現に向け、総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものであり、前述の計画の策定の背景を踏まえて、旧計画の策定以降推進してきた景観づくりの取組みを充実・強化するため、長崎市の景観づくりの基本的な方向を明らかにしたものです。

<本計画の目的>

将来の都市像「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」の実現に向けたまちづくりを、景観づくりの面から推進するための基本的な考え方を示します。

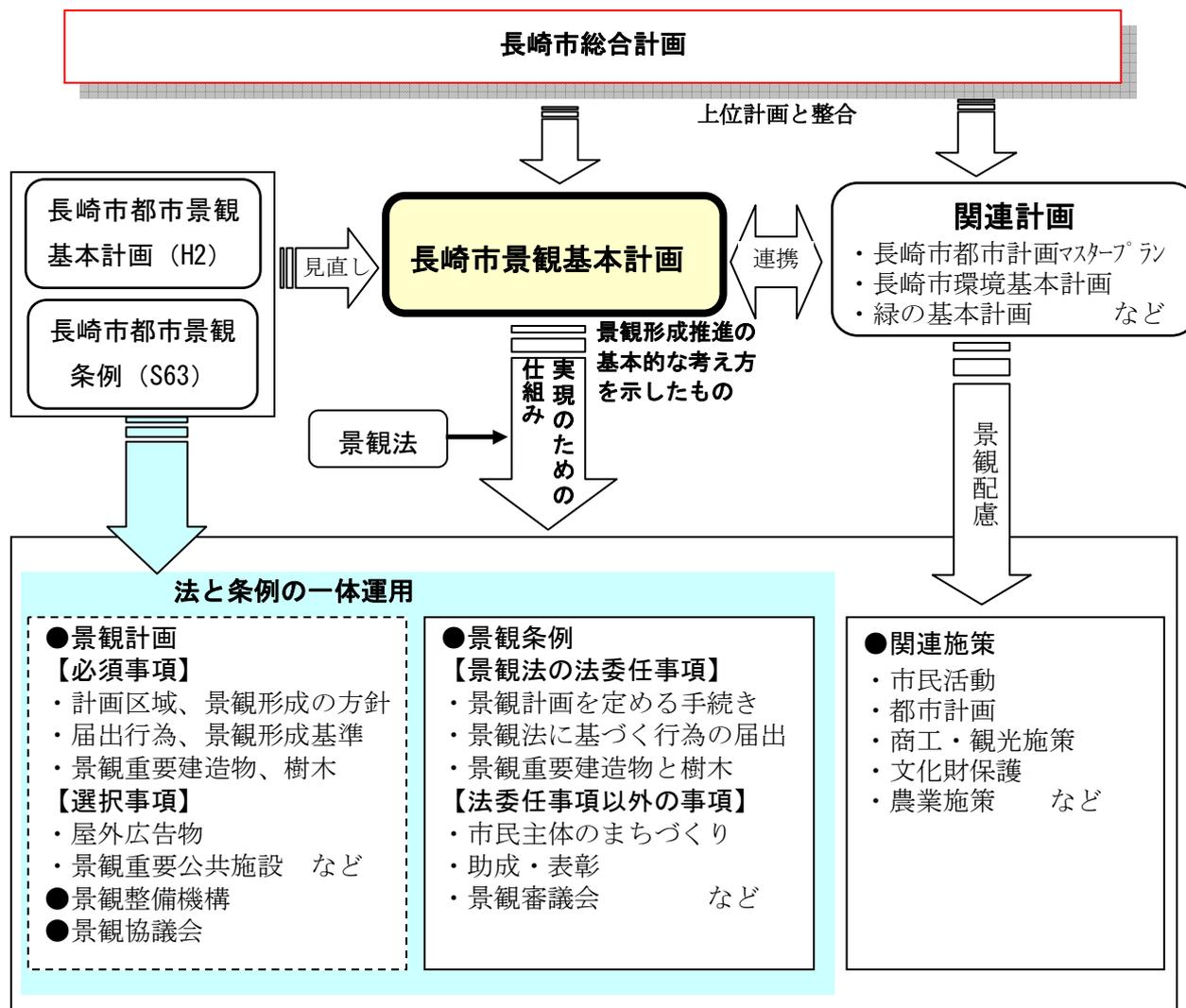
そして、これにより市民一人ひとりが景観づくりに対して意識を高め、市民、民間事業者、市の共通理解のもと、それぞれが協調・協働して具体的な景観づくりへの行動をおこすきっかけとなることが期待されます。

3. 計画の対象範囲

本計画は長崎市全域を対象とします。

4. 計画の位置付け

本計画は、長崎市の総合計画に基づき、長崎市都市計画マスタープランや長崎市環境基本計画等の関連計画と連携しつつ、将来の都市像の実現に向けたまちづくりを景観づくりの面から推進する基本的な考え方を示したものです。



■長崎市景観基本計画と長崎市景観計画等との関係

5. 計画の構成

本計画の構成は、第1章から第3章では、長崎市が目指す景観づくりの基本的な方向性を示しています。また、第4章と第5章では、基本理念や基本方針を実現するための取組みを具体的に示します。

第1章 景観特性と課題

長崎市の景観を形づくっている特徴や、長崎市の現状の景観を踏まえた景観づくりの課題を示します。

第2章 理念と方針

良好な景観づくりのためには、基本的な考えなどについてその方向性を示す必要があります。本章では、景観づくりにおける基本理念と基本方針、主要な取組みを示します。

第3章 景観まちづくりの推進

良好な景観づくりにあたっては、「市民」、「民間事業者」、「行政」の各主体がそれぞれの役割を踏まえ、互いに協力しながら、各主体に求められる取組みを推進することが求められます。本章では、協働による景観まちづくりの考え方、推進するための方針、推進イメージを示します。

第4章 特徴的な景観づくりのイメージ

良好な景観づくりを進めていくためには、地域景観の現状に即した形で、様々な方策を展開していくことが求められます。本章では、長崎市の特徴的な景観を示し、景観形成の方向や景観づくりのイメージをイラストを交えてわかりやすく解説します。

第5章 景観計画の策定等に向けて

第2章に示した基本理念を実現するための仕組みとして、景観法に基づく「景観計画」及び「景観条例」を策定します。本章では、景観法に規定されていない長崎市独自の「景観づくりの施策」や「景観づくりの活動支援策」、「景観評価の仕組み」などを示します。

長崎市の
都市像

個性輝く世界都市、
希望あふれる人間都市

※「長崎市総合計画」における将来の都市像

第1章 景観特性と課題

- I 長崎市の概況
- II 長崎市の景観
- III 景観に関する市民の意識
- IV 景観形成上の課題

第2章 理念と方針

〈基本理念〉

多彩な物語を育む長崎の景観づくり ～みんなで語りつぐ海・まち・里・山の風景～

〈基本方針 1〉

魅せる大景観づくり

- 1-1 輝く海と豊かな緑を大切にする
- 1-2 都市の表情を大切にする
- 1-3 まちを印象づける場所やルートを大切にする

〈基本方針 2〉

個性を磨く景観づくり

- 2-1 特徴ある歴史的な資源や地区を活かす
- 2-2 地域性が感じられる産業景観を活かす
- 2-3 回遊性をつくる

〈基本方針 3〉

愛着のあるまちづくり

- 3-1 生活感のある景観を大切にする
- 3-2 季節感のある景観を大切にする
- 3-3 公共空間を大切にする

〈基本方針 4〉

逆手の魅力づくり

- 4-1 斜面地の魅力を活かす
- 4-2 渾然としたまちなかの魅力を活かす
- 4-3 日本西端の魅力を活かす

第3章 景観まちづくりの推進

- I 意義と推進方針
- II 各主体による景観まちづくりの推進
- III 協働による景観まちづくりの推進

第4章 特徴的な景観づくりのイメージ

- I 特徴的な景観
- II 景観づくりのイメージ
 - 1 地形の豊かさがつくる大景観
 - ・港と都市の眺望景観
 - ・海・山・里の眺望景観
 - ・港と都市の眺望景観（夜景）
 - ・山とまちを仰ぎ見る眺望景観
 - 2 積み重ねられてきた歴史性・場所性を醸し出す景観
 - ・歴史・文化の景観
 - 3 様々な要素が混じり合う中心市街地の景観
 - ・まちなかの景観
 - ・住宅地の景観
 - 4 景観に活気を与える個性豊かな地区の産業景観
 - ・農地・集落の景観
 - ・漁港・集落の景観
 - ・港湾の景観
 - 5 海と交わる自然景観
 - ・海岸の景観

第5章 景観計画の策定等に向けて

- I 景観計画と景観条例の一体的な運用
- II 特徴を活かした景観づくり
- III 市民等による景観づくりの活動支援
- IV 景観評価のしくみの構築

■ 計画の構成